

## 座間市教育委員会 5月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 座間市教育委員会職員の人事について

イ 座間市立小・中学校長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

ウ 座間市教育支援委員会委員の委嘱について

エ 座間市社会教育委員の委嘱について

オ 座間市立公民館運営審議会委員の委嘱について

(2) 報告

県費負担教職員の任用について

6 閉 会

## 座間市教育委員会 5月定例会議事運営要領

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 日 時            | 令和4年5月11日（水） 午前9時30分 |
| 場 所            | 座間市役所5階 教育委員会室       |
| 会 期            | 令和4年5月11日 1日間        |
| 前回定例会<br>年 月 日 | 令和4年4月13日            |
| 会 議 録<br>署名委員  | 馬場委員<br>鈴木委員         |
| 経過報告           | 木島教育長                |

| No. | 議案番号 | 議 案 事 項 名                          | 提案説明者  |
|-----|------|------------------------------------|--------|
| 1   | 19   | 座間市教育委員会職員の人事について                  | 教育部長   |
| 2   | 20   | 座間市立小・中学校長に対する事務委任規則の一部を<br>改正する規則 | 教育総務課長 |
| 3   | 21   | 座間市教育支援委員会委員の委嘱について                | 教育指導課長 |
| 4   | 22   | 座間市社会教育委員の委嘱について                   | 生涯学習課長 |
| 5   | 23   | 座間市立公民館運営審議会委員の委嘱について              | 生涯学習課長 |

| No. | 報告番号 | 報 告 事 項 名      | 報告者    |
|-----|------|----------------|--------|
| 1   | 6    | 県費負担教職員の任用について | 学校教育課長 |

# 経 過 報 告

令和4年5月11日定例会

| 実施月日  | 曜 | 事業（行事）等の内容                 | 出席委員等                       |
|-------|---|----------------------------|-----------------------------|
| 4月13日 | 水 | 定例教育委員会                    | 教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員 |
| 4月14日 | 木 | 県市町村教育委員会連合会総会(オンライン)      | 教育長職務代理者                    |
| 4月14日 | 木 | 教務担当者会議                    | 教育長                         |
| 4月15日 | 金 | 市民芸術祭絵画展                   | 教育長                         |
| 4月15日 | 金 | 高座退職校長会定期総会                | 教育長                         |
| 4月18日 | 月 | 教育研究員全体会                   | 教育長                         |
| 4月19日 | 火 | 全国学力・学習状況調査視察(栗原小学校、栗原中学校) | 教育長                         |
| 4月19日 | 火 | 県央教育事務所管内教育長会議             | 教育長                         |
| 4月20日 | 水 | 立野台小学校3年生庁舎見学              | 教育長                         |
| 4月20日 | 水 | 市民写真展                      | 教育長                         |
| 4月20日 | 水 | 座間郷土写真展                    | 教育長                         |
| 4月21日 | 木 | 座間小学校3年生庁舎見学               | 教育長                         |
| 4月21日 | 木 | 叙位叙勲伝達式                    | 教育長                         |
| 4月22日 | 金 | 相模野小学校3年生庁舎見学              | 教育長                         |
| 4月22日 | 金 | 市長定例記者会見                   | 教育長                         |
| 4月23日 | 土 | 相模原市立大野南中学校分校夜間学級開校式・入学式   | 教育長                         |
| 4月25日 | 月 | 市基地返還促進等市民連絡協議会役員会         | 教育長                         |
| 4月26日 | 火 | ひばりが丘小学校3年生庁舎見学            | 教育長                         |
| 4月27日 | 水 | 旭小学校3年生庁舎見学                | 教育長                         |
| 4月27日 | 水 | 県・市町村教育委員会教育長会議            | 教育長                         |
| 4月27日 | 水 | 県・市青少年指導員委嘱式               | 教育長                         |
| 4月28日 | 木 | 栗原小学校3年生庁舎見学               | 教育長                         |
| 4月28日 | 木 | 市原水爆禁止協議会役員会               | 教育長                         |
| 5月2日  | 月 | 相武台東小学校3年生庁舎見学             | 教育長                         |

| 実施月日  | 曜 | 事業（行事）等の内容             | 出席委員等 |
|-------|---|------------------------|-------|
| 5月4日  | 水 | 大凧まつり                  | 教育長   |
| 5月5日  | 木 | 大凧まつり                  | 教育長   |
| 5月10日 | 火 | 中原小学校3年生庁舎見学           | 教育長   |
| 5月10日 | 火 | 市青少年薬物乱用・いじめ防止等対策連絡協議会 | 教育長   |

議案第20号

座間市立小・中学校長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

座間市立小・中学校長に対する事務委任規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年5月11日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

児童手当法の一部改正に伴う所要の改正をいたしたく提案するものである。

座間市立小・中学校長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

座間市立小・中学校長に対する事務委任規則（平成12年座間市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4号中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

座間市立小・中学校長に対する事務委任規則新旧対照表（案）

| 現行   | 改正案  |
|--|--|
| <p>教育長は、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和５６年座間市教育委員会規則第９号）第２条の規定により教育長に委任された事務のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）第１条に規定する職員に係る次に掲げる事項を、市立小・中学校長に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下この号において「法」という。）第１７条第１項（<u>法附則第２条第３項</u>において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた法第７条第１項に規定する児童手当及び法附則第２条第１項の給付（以下「特例給付」という。）の受給資格並びに児童手当及び特例給付の額の認定に関すること。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> | <p>教育長は、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和５６年座間市教育委員会規則第９号）第２条の規定により教育長に委任された事務のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）第１条に規定する職員に係る次に掲げる事項を、市立小・中学校長に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下この号において「法」という。）第１７条第１項（<u>法附則第２条第４項</u>において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた法第７条第１項に規定する児童手当及び法附則第２条第１項の給付（以下「特例給付」という。）の受給資格並びに児童手当及び特例給付の額の認定に関すること。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> |